

【令和6年度馬込小学校PTA定期総会 第五号議案】

PTA会則<第1条および第5条の変更>

変更点の概要

◎PTA会費の徴収を郵貯口座振替に変更する手続きを行っています。その際に「口座開設」の条件に該当する以下2条文の変更について、報告します。

❖ 第1条（名称と事務所）

- 本会の場所を住所付きで表記

❖ 第5条（会員の資格）

- 資格以外に入退会の規定とそのプロセスを明記。これに伴い、条項説明から「の資格」を削除

❖ 付則3

- 施行開始日の変更

具体的な変更点内容

○ 1条（名称と事務所）

❖ 【変更前】

- 本会は大田区立馬込小学校PTAといい、事務所を馬込小学校に置く。

❖ 【変更後】

- 本会は大田区立馬込小学校PTAといい、本会および事務所を大田区南馬込一丁目34番1号馬込小学校内におく。

○ 5条（会員の資格）に、2項としての以下文を追記し、5条（会員）とする

❖ 追記内容

➤ 本会への入退会は任意とし、入会希望者は入会届を提出する。退会は以下のいずれかとする。

① 自動退会：子の卒業または勤務校の異動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。（退会届の必要はない。）

② 任意退会：転居または自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

○ 付則3 この会則は令和6年1月1日から施行する。